

岩手県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた施術者が次のとおり事業を廃止した。

令和3年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	住 所	廃止年月日
永沢 淳	大船渡市大船渡町字永沢62番地43	平成29年7月16日
芦 育恵	一関市大東町摺沢字羽山前46番地	令和元年7月1日
志田 美紀	陸前高田市広田町字田端72番地	令和元年11月1日
倉田 伸也	花巻市西宮野目第12地割84番地1	令和2年1月1日
小松 知弘	大船渡市猪川町字久名畑19番地32	令和3年3月9日